

放課後児童クラブについて(2)

1. 第一次報告におけるとりまとめ内容

第一次報告において整理された放課後児童クラブに係る新たな制度体系における方向性は以下のとおり。

【放課後児童クラブの方向性】

- 放課後児童クラブについては、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、地域格差を生じさせることなく、全国的に実施していくべき。
- 質の確保を図りながら、低学年を中心としつつも小学校全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要。

【放課後児童クラブに係る具体的な設計】

- 量的拡大を図っていく上では、まず、場所の確保が欠かせず、小学校の積極的活用を図っていくことが必要。
- 大幅な量的拡大を図っていくためには、人材確保が重要な課題であり、財源の確保と併せ、人材確保のための職員の処遇改善等を図っていくことが必要。
- サービスの質の維持・向上を図っていく必要があり、財源の確保と併せ、そのための基準の要否、そのあり方、担保の方法を検討していくべき。
- 量・質両面からの充実を図っていくため、必要となる制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方を、さらに検討していくべき。

[児童福祉法(昭和22年法律第164号)]

第六条の二 (略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ (略)

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

2. 放課後の子ども対策の基本的視点について

- 放課後の子ども対策には、主に、①生活の場を確保することと、②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を養うことなど、学童期の発達的特徴(※)を踏まえた必要な援助を行うことの機能がある。

※ 興味、関心が主として外界に向かい、知的活動、友人との種々の遊び、スポーツ等を通じて学力、社会性を発達させるとともに、価値観、他人との相互交流など社会生活の基礎を学習する時期で、この時期の課題が達成されることが、次の思春期の基礎となる。

- 現在、子どもの多様な体験・活動の機会の減少、地域における子育て機能の低下、子育て家庭の孤立化これに伴う家庭における子育て力の低下、子ども集団の形成の難しさ、不登校など子どもの抱える問題の深刻化など、子どもを取り巻く環境は厳しいものとなっている。

- このようなことから、放課後子どもプランでも、子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下を背景として、全児童を対象として、安全で健やかな活動場所の確保を進めることとされている。

※ 我が国においては、全ての子どもが利用できる主なサービスとして、放課後子ども教室、児童館がある。

放課後子ども教室は整備が十分進んでおらず(約8千か所)、開設日数も少ない(年間121.6日)。

児童館は設置箇所数は限られ(4,700か所)、地域偏在がみられる。

- また、諸外国においては、格差縮小、社会的統合といったことも視野に入れながら、学校(の学習)との連携を図り、就労家庭か否かにかかわらず、様々な体験活動の提供、親に対するサポートなどを行うものとして放課後対策が推進されてきているところである。

◇ このような背景・現状や就労形態の多様化を踏まえれば、子どもの健全育成の観点から、就労家庭の子どもか否かにかかわらず、全ての子どもが身近で利用可能な一定の場所、共通のサービスを提供を充実し、新しい制度設計上もそうしたことを考慮して制度的な位置づけを行うことが考えられるのではないか。

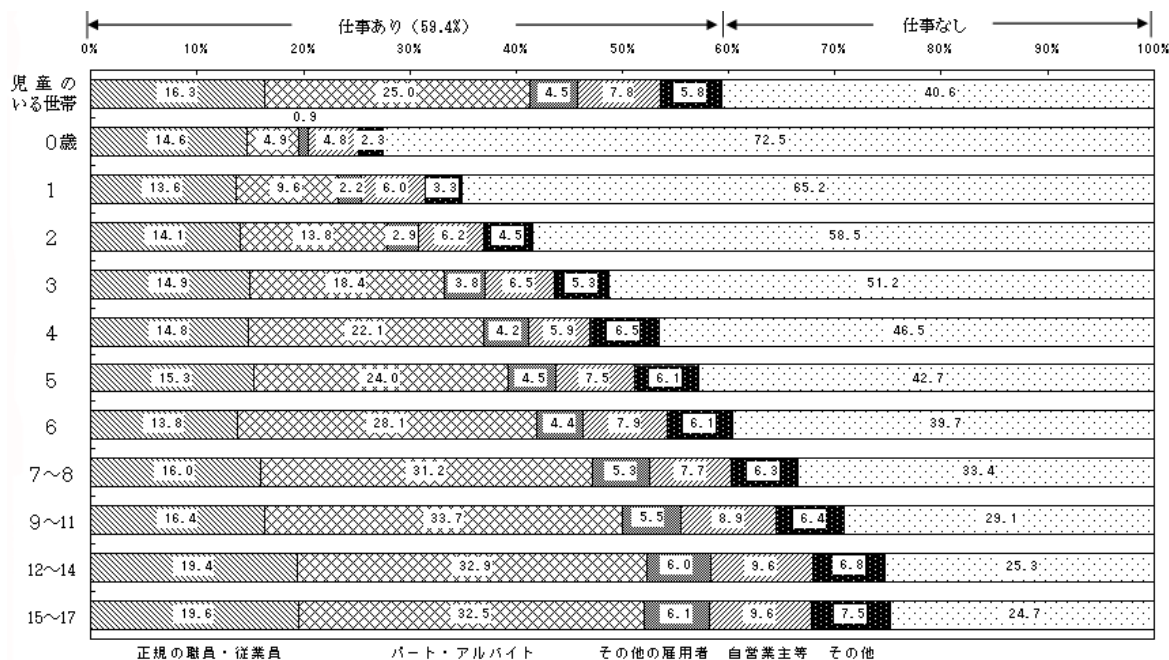
この場合、当該場所において提供されるサービスとしては、安全な居場所づくりに加え、多様な活動メニューの提供、異年齢児や地域住民等との交流、さらには、家庭との連携、親への支援、学校との連携といったものも、地域の実情に応じて充実されていくことが望ましいのではないか。

○ 就労家庭の子どもについては、保護者が昼間家庭におらず、放課後、自らの希望により帰る場所がないという状況に置かれていることに鑑み、①の生活の場を提供する必要性があるという重要な要素がある。

したがって、家庭でもない、学校でもない第三の場所として、②の機能とともに①の機能として、一定の機能(保護者との連携などの個別ケア、安全管理、継続的な見守りなど)をあわせ提供することの確保が必要と考えられ、放課後児童クラブはそのようなサービスを提供できるものと位置づけられる。

◇ 放課後児童クラブは、その量的整備が不十分であることから「小一の壁」といった指摘もあり、保護者が就業継続をする上で大変重要なサービスであり、共働き世帯の増加、潜在需要の高まりに対応し、保育と同様に両立支援サービスとして、放課後児童クラブの機能を量的に拡充していくことが必要であるが、その際、全ての子どもにとって必要とされる身近で利用可能な一定の場所、サービスの内容を踏まえ、放課後児童クラブの内容についても、その充実を図るべきではないか。

児童のいる世帯における末子の年齢階級、母の仕事の有無、勤め(勤め先での呼称)が自営か別構成割合(平成19年国民生活基礎調査)

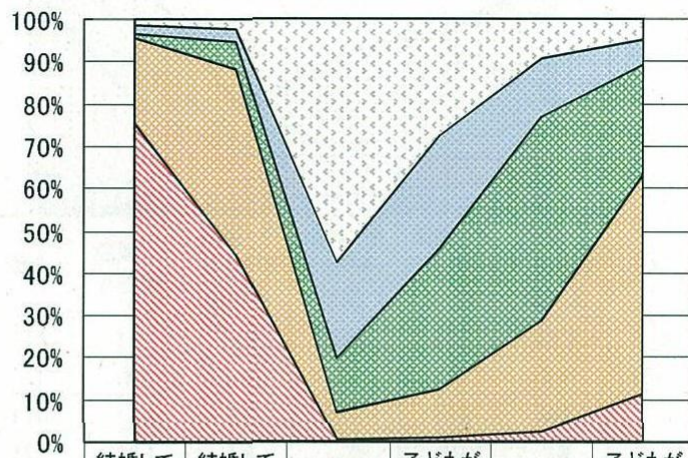


注: 1) 「その他の雇用者」には勤め先での呼称が労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他、呼称不詳を、「自営業主等」には勤めか自営かの別が自営業主、家族従業者を、「その他」には勤めか自営かの別が会社・団体等の役員、内職、その他を含む。

2) 母のいない世帯及び「母の仕事の有無不詳」は除く。

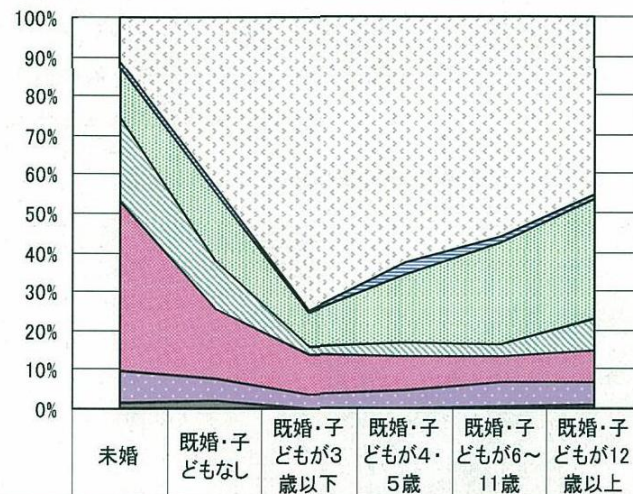
女性のライフプランニング支援に関する調査(平成19年3月内閣府)

図表 1-10-1 理想の働き方:単数回答 n=3,100



	結婚していない場合	結婚して子どもがいない場	子どもが3歳以下	子どもが4歳～小学校入学	子どもが小学生	子どもが中学生以上
□ 働きたくない	1.7	2.6	57.6	27.7	9.4	4.9
□ 家でできる仕事	1.6	2.8	22.7	26.5	13.8	6.0
▣ 短時間勤務	1.3	6.4	12.8	33.5	48.2	25.8
□ フルタイムだが残業のない仕事	20.0	43.8	6.2	11.4	26.3	51.8
▣ 残業もあるフルタイムの仕事	75.4	44.4	0.5	0.9	2.3	11.5

図表 1-10-2 現実の働き方:単数回答 n=3,100



	未婚	既婚・子どもなし	既婚・子どもが3歳以下	既婚・子どもが4～5歳	既婚・子どもが6～11歳	既婚・子どもが12歳以上
□ 働いていない	11.3	43.5	74.9	62.6	55.9	45.3
▣ 在宅ワーク・内職	1.3	1.4	0.6	3.1	1.7	1.1
▣ パート・アルバイト	13.0	17.3	8.6	17.4	25.9	30.8
▣ 契約・派遣等	21.2	12.4	1.8	3.6	3.3	7.8
■ 正社員	43.4	17.9	10.3	8.7	6.6	8.5
▣ 自営・家族従業等	8.4	5.3	3.5	4.6	6.2	5.4
■ その他	1.3	2.2	0.2	0.0	0.4	1.1